

はしがき

今日、内外の社会のありようが分断という言葉で特徴づけられている。二〇二六年元日の朝日新聞社説のタイトル（「つなく26退潮する民主主義『分断の罍』に陥らぬよう」）にもこの言葉が現れている。だが、社会の分断とは何か？ 国交断絶やかつての東西ドイツ、南北ベトナム、現在の南北朝鮮のような状況を分断ということは容易である。しかし、一国の社会のありようを表現するのに分断という言葉を使うのはそれほど容易なことではない。

フランスは、社会的分断が早くから問題化してきた国である。一九九五年大統領選挙戦を制したジャック・シラク (Jacques Chirac) は、社会の分断 (fracture sociale) の是正を選挙公約に掲げていた。筆者は、シラク政権の二年目の後半に当たる一九九七年三月末からちょうど二年間、関西大学法学部の温かいご理解とご支援を受けてパリ第一大学で在外研究する機会に恵まれた。当時暮っていたパリ郊外のセーヌ＝サン＝ドニ県ボンデュー市にも、分断の影は差していた。

在外研究以来、フランスの現状分析が筆者の研究中に占める比率が高まった。そのテーマには分断にかかわるものが多い。それは二一世紀フランスの社会的分断が深刻化したことによる。二〇〇五年秋には、移民の多いボンデューでも路上の車が燃やされるなどの暴動が起きた。今思えば、筆者がかつてボンデューで体感したのは、分断の影がまだ薄い統合されたフランスだったと言うべきだったのかも知れない。

フランスでは、一九九〇年代から今日に至るまで分断の現れとみられる事象・事件が度重なって起き

てきた。そこで分断と呼ばれるのは、深刻化するさまざまな差別のことである。それは個別的な差別事象・事件で片付けられるものではない。一定の集団に対する差別である。それが「差別」でなく「分断」と呼ばれることにはどのような意味があるのか？　これが社会の分断を問うということである。

一国の社会のありようを分断という言葉で表現するのが容易でないのは、分断化社会がなお社会であるからである。それは、分断が単に社会に内在する斥力の現れではないということを意味する。斥力と引力という矛盾する力の合成が分断である。これら二つの力の作用に曝される者は、社会の成員であると同時に社会の成員でないことが強いられる。このような矛盾する構造をもった社会的分断をそこに至る歴史的経路のうえに位置づけながら分析し、その憲法現象上の表われを分析することが本書の課題である。本書が試みるフランス社会の分断の憲法科学的分析はただちに分断への処方箋を与えるわけではないが、矛盾を解決さらには解消する展望と条件を示唆するであろう。筆者のささやかな願いである。

本書は、法律文化社の『壁を越える対話』シリーズの一冊となる。このシリーズは、分野を越えたアクチュアルな課題を取り上げ、既存の学問の方法を問い直し、個別の学問分野を越えた対話・関心・論争を誘発するような内容となることを目指すというものである。シリーズへの参加を呼びかけて下さった舟木和久氏に心から感謝し、本書がその趣旨に僅かなりとも適うものとなっていることを願う。

本書にまとめられた研究の大きなきっかけとなったのはフランスでの在外研究である。それをお許し下さった関西大学法学部にあらためてお礼申し上げます。この研究をさらに進めるきっかけとなったのは、森英樹先生を代表とする共同研究「転換期における市民的安全構築の比較憲法的研究」に参加できたことであった。いまは亡き森先生と共同研究のメンバー各位にあらためてお礼申し上げます。さらに孝忠延夫先生（関西大学名誉教授）を中心に組織された関西大学マイノリティ研究センターの一員に迎えていただいたことも研究の大きな推進力となった。先生と当時のセンター各位にあらためてお礼申し上げます。

最後に、日々、研究を側面から支えてくれている人生のパートナーに言葉に尽くせぬ感謝の意を表する。

二〇二六年一月

村田尚紀

はしがき